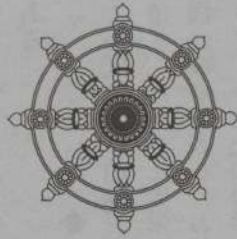


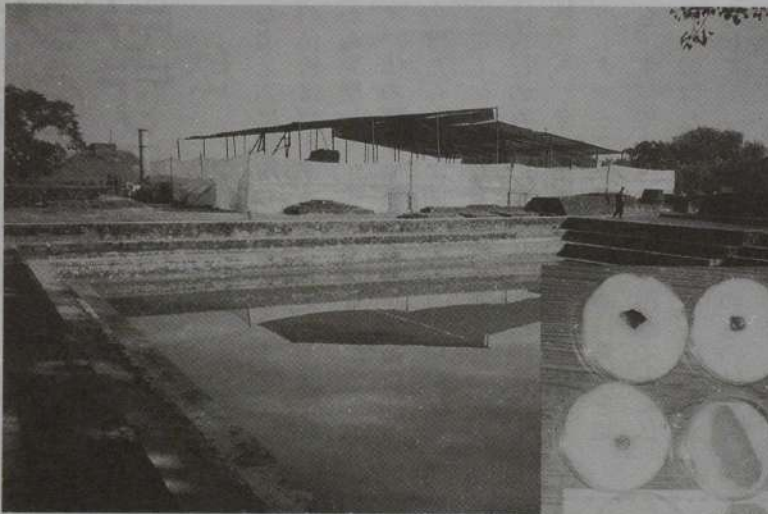
(加盟団体関係者の購読料については、負担金に含まれている。)



全 仏

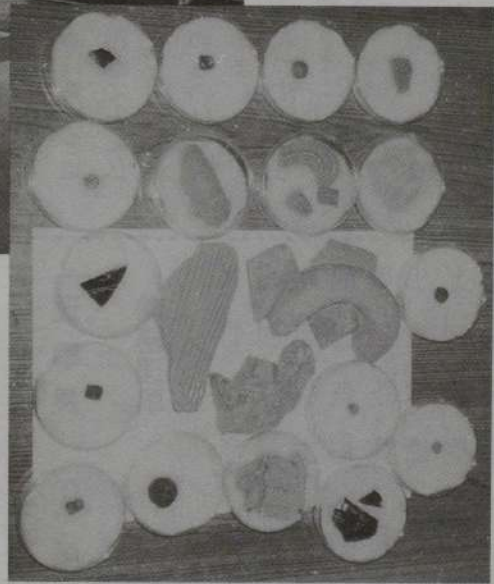
仏暦2539年1月
(1996年)

NO. 415



↑発掘調査を終えたルンビニー園
のマヤ堂遺跡 (雨季対策の仮設
屋根を架けて遺跡を保護)

⇒発掘された出土品の数々



財団法人 全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

日伯修好一〇〇周年記念

ブラジル国の進歩と

調和に寄与する仏教

国際委員会委員長

松 濤 弘 道

昨年十一月にブラジルのサンパウロ市で、日伯修好百周年を記念して講演会が開催され、本会国際委員会の松濤弘道委員長が、標題のテーマで講演を行った。以下はその要旨である。

(文責・社会部)

この度は、日伯修好百周年の講演会にお招き頂き、たいへん光栄に存じます。ご関係の皆様には敬意を表し、お礼を申し上げます。

さて、今世紀の科学技術の進歩と自由競争による近代文明は、快適な生活と同時に不公平や貧富の格差をもたらしました。また、社会主義はその理想と現実が掛け離れ、自己破綻を来たしています。

私は仏教的世界観や生き方に、科学技術や近代資本主義の欠陥を是正し、その活路を見いだすものがあると思います。もちろん仏教といっても、東南アジアから日本まで幅広く伝わり、いろいろな解釈や考え方があり、ここで日本の大乗仏教を私なりに受

け取った考え方に限定して申し述べます。

日本の仏教はゴータマ・ブツダの人間中心の考えから発展して、宇宙自然を中心とした教えです。仏の悟りや救済とは「宇宙自然のいのちのはたらき」に同化する(山川草木悉皆成仏)ことにほかなりません。ところが、私たちは自己の存在に執着し、他の犠牲の上に生き延びている事実を気づこうとしません。そこでゴータマ・ブツダは個々の特異性を認めつつも、すべての生命は同一根源である仏性(いのちのはたらき)を共有し、すべてが相互依存して、「宇宙自然のいのちのはたらき」の中で共生している、と考えました。

仏教では、この世の現象を縁起の法則をもって諸行無常・諸法無我と説きます。そして、日々新たに共存共栄をはかってゆくために「八正道」の実践を勧めています。もとより、仏教が生まれ育った歴史的・風土的環境とブラジル国のそれとは異なっておりますが、私たちの人間性自体は共通であり、国籍

謹賀新年

財団法人 全日本仏教会

会 長 中 村 康 隆
副 会 長 高 井 隆 秀

理 事 長 吉 田 俊 誉
岩 崎 宗 秀
江 連 俊 則
伊 藤 治 雄

常務理事

大 松 竹 明 彦 佐 々 木 孝 一
能 村 了 昌 北 條 成 之
成 田 有 英 士 海 老 原 容 光
小 倉 正 恒 川 井 匡 俊
奥 邨 正 寛 新 居 祐 政
上 村 宗 徳 杉 谷 義 純
増 田 貞 剛 圓 聖 定



松濤弘道師 (中央)

や人種や性別にかかわらず普遍妥当するものと信じます。

それでは、ブラジル国の進歩に寄与する仏教とは何かを考えてみましょう。進歩というと多くの方は経済発展による生活水準の向上を思い浮かべるでしょう。確かにそれは必要であり、望ましいことに違いありませんが、仏教的には「諸行無常」の精神を現代に生かすことでしよう。例えば自然環境の問題です。無制限な開発が生態系を変化させ、人間や地球全体に悪影響を及ぼしております。「進歩」とはただ単にモノを新しくしたり、富を蓄積することではなく、「諸行無常」のことわりによって新陳代謝して再生し、活用することでありましょう。

次に、ブラジル国の調和に寄与する仏教とは何でしょうか。政治も経済も社会秩序も人間の営みであります。ブラジル国の人口構成は多人種からなり、宗教・主義・人種・貧富の差などによる対立や差別や不信感が多々あ

ろうかと推測します。そうした中で、お互いの信頼や親和関係を維持・補強するのに「諸法無我」の教えに寄与するものがあるうかと考えます。

仏教はかつてインドでカースト制度を打ち破り、万人平等の立場をとりました。日本に仏教を導入した聖徳太子は「和をもって貴とし」となし、この精神は今日にも受け継がれています。日本の価値観がブラジル国で通用するかどうかは別として、人間はその人種・宗教・性別・能力を超越して同根異種であるという「諸法無我」の教えは、多民族が共存共栄をはかるために有益ではないでしょうか。もっとも、「進歩」と「調和」とは、ち

うど振り子の両端のような対立概念であり、双方を両立させるため仏教では「中道」を説きます。すなわち、自ら進歩するときには他との調和を忘れず、他と調和をはかるときには自らの進歩を忘れないといった、常に現状に留まらず、自分自身へは批判的精神を持ち、周囲へは同事同情の思いやりをもって立ち向かう実存的生き方を指します。

これから二十一世紀に向けて人類が蘇生するには、私たちが地球上のどこにしようとして、誰であろうと、いのちのはたらきのある方向を見上げ、その中であって、ともに歩みつつけることではないでしょうか。

理事

安藤正晃 吉田英哲
五十嵐意承 長谷川信哲
梨本哲雄 立森成芳
河野亮永 山田勝義
白川謙敬 山下隆侃
藤川政昭 伊村隆惠
江川辰三

監事

羽賀文圭 浅井侃雄
高見寛康

事務総局

事務総長 白幡憲佑
総務部長 菅野秀浩
財務部長 鷲尾幸雄
同和推進部長 伊東俊彦
社会部長 野生司祐宏
国際文化部長 吉橋勝寛
総務部次長 青木親純
財務部次長 眞田有快
同和推進部次長 田中光成
社会部次長 西村徳成
国際文化部次長 深水照城
主事 江澤みゆき

(財) 日本宗教連盟

第十一回 宗教と税制シンポジウム

さる十一月十九日に、東京の真福寺(智積院別院)を会場に日本宗教連盟主催の「第十二回宗教と税制シンポジウム」が百五十名の参加者を得て開催された。本年は「宗教の公益性」とのテーマで、駒沢大学教授の洗建氏が講演を行い、つづいて日宗教連盟の各団体のパネラーによるシンポジウムが行われた。本会からは顧問弁護士の長谷川正浩師がパネラーとして発言した。以下に洗建氏の講演要旨をご紹介します。

(文責・社会部)

宗教の
公益性

駒沢大学教授

洗
建

宗教の公益性についてお話し致しますが、現行の法体制の中で、宗教の公益性についてのどのような規定になっているかを見てみたいと思います。

民法第三十四条に公益法人に関する基礎規定があります。ここには宗教・祭祀をトップ

に、慈善・学術・技芸・その他を挙げて公益としています。したがって法律の形式からいえば、宗教活動を行うこと自体が公益であると思われています。それでは公益とは何かというと、社会全体の利益を目指す事業や活動で、不特定多数の人の利益をはかる、ということだと思います。

ところで、宗教が人々にもたらす利益というと、宗教的な救いをもたらすということがあると思います。しかし、宗教的な救いというのは、その宗教を信じる人にもたらされるのであって、信じていない人には格段の利益がもたらされるという関係にはなりにくいと思うのです。そうなるとう宗教活動が社会全般の利益だということにはかなり疑問を感じます。

また、社会全体の利益をはかることは本来は国家が行うべきもので、これを民間が行う

のだから保護するのだ、という考え方もあります。そうすると、政教分離の考え方からして国家はそもそも宗教活動をしてはならないのですから、国家が本来行うべきものという意味での公益にも当たらないと思います。

宗教法人法第六条には、宗教法人は公益事業を行うことができる、と規定されていますから、第二条にいう宗教活動と公益事業とは区別されていて、宗教本来の活動は公益事業には入らない、という扱いになっています。他の公益法人の場合は、事業そのものの直接的な効果で公益というわけです。例えば病院とか学校、博物館などです。

それから、宗教の公益性が問題にされるのは、税制の問題と関係しているからです。公益法人を公益性のゆえに非課税にして保護しようという考え方は民法にあります。そこで宗教法人も公益性があるから非課税なのだ、という考え方が我が国では極めて当たり前になっています。

しかし、現行憲法は政教分離の制度を定めており、国家は宗教に対していかなる圧迫・干渉も、いかなる援助・保護もしてはならない、と規定しているのです。そうすると宗教法人を公益性があるから非課税にし保護する、ということとは憲法違反になるのではないのでしょうか。現在の公益性を根拠にする考え方で



洗 建 氏

はどうも筋が通らなくなってしまいました。

明治時代に作られた民法は、法人を営利法人と公益法人の二つに分けたのですが、この分け方は実は社会に存在する団体全体を分けたことにはならないのです。営利団体の反対には非営利団体があつて、そのうちの一部が公益性をもっているので、当然に非営利非公益の団体もあるわけです。同窓会とか趣味の団体などです。それを民法は営利団体と公益団体に分けて、公益法人の方だけ許可制にしたのです（民法第三十四条）。許可制というのは法人設立に際して国の裁量権が大きく認められていて、公益団体であっても国・行政庁の意思によって選別をして、よいと思つたものに法人格を与えるという制度です。許可後も主務官庁の厳しい保護・監督の下におくという規定になっています。

実は、この公益法人についての民法の精神が、宗教に対しては一切の規制も加えないし、一切の援助・保護も行わないという憲法や宗教法人法の精神と大変違っているわけです。ですから宗教法人に関しては認証制になっているのです。これは所轄庁の裁量権は一切認めず、財産管理の実態さえあればどんな宗教団体にも法人格を与えようという考え方で、民法の考え方は根本的に違っています。

しかし、従来の憲法学ではこの辺があまり考えられていないようで、公益法人全般を非課税にした結果が宗教法人にも及んだだけで、宗教団体だけに特権を与えたわけではないから憲法違反ではない、という説が一般的ではないかと思ひます。昨今、宗教法人法の改正が議論されており、時代に合わせ見直しをするのなら民法の方が先ではないかと、私は思うのですが。

さて、それでは非課税の根拠は民法的な公益性が唯一の考え方かというところ、そうでもないと思ひます。アメリカでは連邦最高裁判所から、政教分離の原則の要請によって免税になる、という判決が出ています。

日本でも法人税法第七条で、公益法人等又は人格のない社団等は法人税非課税となっています。人格のない社団には学術の学会のような公益性のある団体、同窓会のような公益

性のない団体がありますが、どちらも非営利団体ですよね。そもそも利益に対して課税するのが法人税です。宗教法人も含めて非営利団体は利益がないのですから、公益性の有無や法人格の有無とは関係なく、課税の原則から法人税は非課税になるわけです。もちろん、非営利団体としての経理がきちんと行われていなければなりませんし、収益事業など営利を目的としたものに課税されるのは当然かと思ひます。

あまり宗教の公益性とは何かを追及しないほうがよいと思ひます。公益性があるから非課税なのだ、と考えると宗教団体も何か公益的な活動をしなければいけない、という方向に向かつてしまいかねないと思ひます。こうなると非課税の恩典を受けるために公益活動をする事になってしまい、それでは本末転倒です。やはり宗教団体は宗教活動を行うことが中心（宗教法人法第二条）でなくてはいけません。その信仰に基づいて社会のためになる事業や活動もする、ということを導き出されれば結構なことなのです。そのために宗教法人法第六条に公益事業の規定があるわけです。

ただ、日本では宗教の非課税の根拠というのは、充分議論が尽くされているとは決して言えないでしょう。

年 新 賀 謹

曹洞宗宗務庁

管 長 梅田信隆

宗務総長 大竹明彦

参 議 福山諦法

参 議 岡田巳成

教学部長 佐々木孝一

総務部長 伊藤襄爾

財政部長 有田惠宗

人事部長 洞外文隆

出版部長 檀上尚道

伝道部長 村松了章

教化部長 佐藤良彦

〒105 東京都港区芝一丁目五十二番
105-0033(三三四五四)五四二一

浄土真宗本願寺派

総 長 松村了昌

総 務 伊井智昭

同 豊原大成

同 桑原範雄

同 松本隆照

同 出口湛龍

〒600 京都市下京区堀川通花屋町下ル
本願寺門前町
600-0753(三七一)五一八一

総本山金剛峯寺 高野山真言宗宗務所

座主 稲葉義猛

管 長 新居祐政

宗 務 田岡照遍

執 行 岩坪眞弘

總 務 安芸昌憲

教 学 山岡耕榮

執 務 葛西光義

財 務 山岡弘義

法 会 常岡義有

山 林 葛西光義

内 務 山岡弘義

総 務 常岡義有

企 画 山岡弘義

同 和 局 佐々木兼俊

教学部次長 長尾惠證

東京別院主監 壽山良知

東京宗務 出張所々々長

堀川別院主監 出張所々々長

京都宗務 出張所々々長

高野山弘法大師 奉賛会東京 事務所々々長

和歌山県伊都郡高野山一三三番
FAX 0733-656211
0733-656440

謹 賀 新 年

日蓮宗宗務院

東京 都大田 区池上 一三二 一五一 一五六	参 与 白 部 健 順	参 与 堀 江 宏 正	室人 権対 長策 中井 泰淳	室国 際開 長教 上田 尚正	研究 所宗 長教 石川 浩德	現代 宗教 所長 新井 貫厚	立教 開宗 七五〇 年慶 讚会 事務 局長 新井 貫厚	部護 法伝 道長 栗原 正震	教務 部長 斎藤 邦昭	財務 部長 星 光諭	庶務 部長 小倉 光雄	部總 合企 画長 渡邊 清明	宗務 副總 長 田中 学貞	宗務 總長 奥邨 正寬	管 長 田中 日淳
---------------------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---	----------------------------	----------------------	---------------------	----------------------	----------------------------	---------------------------	----------------------	--------------------

真言宗智山派宗務庁 総本山智積院法務所

京都市 東山区 東大路 七条下 ル 東瓦町 九六四 一四	宗務 出張 所長 別院 執事 磯山 福正	教化 部長 田中 聖賢	執務 部長 中村 義英	執教 学部 部長 真保 龍敬	執法 務部 部長 白石 大峰	執總 務部 部長 峯鳴 能忍	寺宗 務總 長 上村 正剛	化管 主長 高井 隆秀
---	--	----------------------	----------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------	----------------------

真宗大谷派

京都市 下京区 烏丸通 り七条 上る 常葉町 七五四 一四	同 三浦 崇	同 藤田 智賢	同 岡川 秀映	同 加藤 真	参 務 調 紀	宗務 總長 能邨 英士
--	--------------	---------------	---------------	--------------	------------------	----------------------

年 新 賀 謹

臨濟宗妙心寺派
宗務本所

管 長 松山寛惠

宗務総長 小倉宗徳

総務部長 羽賀文圭

教学部長 大野鉄宗

財務部長 本多道一

花園会
本部長 宮田正勝

法務部長 森弘宗

花園会
館部長 源 確嶺

京都市右京区花園妙心寺町六四
〒616 〇七五(四六三)三二二一

真言宗善通寺派宗務庁
総本山善通寺

法管 主 蓮生善隆

宗務総長 高吉清順

香川県善通寺市善通寺町
〒765 〇八七七(六二)〇一一一

信貴山真言宗
総本山信貴山朝護孫子寺

代表管長 野澤密厳

管 長 鈴木鳳永

管 長 田中真瑞

宗務 長 鈴木貴晶

奈良県生駒郡平郡町信貴山
〒636 〇七四五(七二)二二七七

本門佛立宗
本山宥清寺

講 有 御牧日勤

宗務総長 小山日誠

本山宥清寺
京都市上京区一条通七本松西
〒602 〇七五(四六三)四六二〇
本門佛立宗 宗務本庁
京都市上京区御前通一条上る
〒602 〇七五(四六一)一一一六六

浄土宗西山深草派
総本山誓願寺

法管 主 長 鶴飼慶範

宗務総長 深津実乗

京都市中京区新京極桜之町四五三
〒604 〇七五(二二二)〇九五八

念法真教教団
総本山金剛寺

大阪市鶴見区緑三十四二二
〒538 〇六(九一一)二一〇一

孝道山本仏殿

統 理 岡野正貫

副 統 理 岡野 鄰子

横浜市神奈川区鳥越三八
〒221 〇四五(四三二)一一〇一

謹 賀 新 年

真言宗御室派

管門 長跡 吉田裕信

執行 倉信隆源

執行 堀川和海

執行 高松龍暉

執行 佐伯增恒

〒616 京都市右京区御室大内三三
〇七五(四六一)一一五五
FAX 〇七五(四六四)四〇七〇

財団法人 埼玉県仏教会

会 長 江連俊則

副会長 河野亮永

同 酒井文雄

専務理事 黒靖淳

常務理事 山良盛

同 増田定栄

同 金子泰嶽

同 萩野映明

事務局 長 森山達夫

〒336 浦和市高砂四一三二一八
〇四八(八六一)二一三八
FAX 〇四八(八六四)六六四九

聖観音宗 浅草寺

貫首 壬生台舜
執事 長 小岩井貫承

東京都台東区浅草二一三一
〒111 〇三三(三八四二)〇一八一
FAX 〇三三(三八四五)六九三三

真言宗須磨寺派 大本山須磨寺

管 長 小池義人

〒654 神戸市須磨区須磨寺町四一六一八
〇七八(七三一)〇四一六

真言宗中山寺派

大本山 中山寺

兵庫県宝塚市中山寺二一十一
〒665 〇〇七七(八七六)六一一七
FAX 〇〇七七(八七七)九八七七

北海道仏教会連盟

会長 立森成芳

札幌市中央区北三条西十九一
〒060 〇一一(六一)九六三二
本願寺札幌別院内

年 新 賀 謹

黄檗宗大本山萬福寺

管 長 林 文 照

宗務總長 乾 隆 俊

財務部長 安 部 梁 解

庶務部長 武 内 修 邦

〒611 宇治市五ヶ庄三番割三四
〇七七四(三三三)三九〇〇

新潟県仏教会

会 長 中 村 啓 識

全仏評議員 田 宮 黎 友

副 会 長 井 口 能 晁

同 春 日 浩 三

同 井 上 亨

同 高 橋 透 龍

同 今 湊 良 敬

事務局長 小 林 秀 徳

〒940 長岡市上田町二二二五 徳聖寺内
〇二五八(三三三)一五八六

茨城県仏教会

会 長 鷺 森 了 元

副 会 長 猪 瀬 宝 山

副 会 長 野 渡 泰 善

事務総長 青 木 英 暢

茨城県行方郡潮来町潮来一〇〇八 浄国寺内
〒311-24 〇二九九(六二二)二六三四

東京都仏教連合会

会 長 宮 部 亮 信

理 事 長 白 川 謙 敬

事務局長 加 藤 隆 宣

東京都品川区西五反田
〒141 三二五(一五五)徳藏寺内
FAX 〇三三(三九九)二五七一
〇三三(七七九)五〇八四

京都府仏教連合会

理 事 長 牧 達 雄

京都市東山区林下町四〇〇
〒605 〇七五(五三一)二一一一 知恩院(総務部内)

謹 賀 新 年

神奈川県仏教会

会 長 福 永 隆 昭

副 会 長 小 崎 龍 雄

同 横 山 敏 明

同 柳 下 隆 侃

同 佐 藤 行 信

事 務 局 長 本 間 孝 康

〒横 浜 市 中 区 大 平 町 九 六
231 ○四 五 (六 六 一)
西 有 寺 内
○一 六 六

京都仏教会

会 長 東 伏 見 慈 治

理 事 長 有 馬 頼 底

常 務 理 事 大 島 亮 準

同 清 瀧 智 弘

同 荒 木 元 悦

理 事 平 野 暎 哉

同 大 西 真 興

同 江 上 泰 山

同 田 辺 瑚 海

同 宮 城 泰 年

同 岡 辨 有

京 都 市 上 京 区 今 出 川 通 烏 丸 東 入
相 國 寺 門 前 町 六 八 四 一 一
〒 602
F A X ○七 五 (二 三 三) 六 九 七 五
○七 五 (二 三 三) 六 九 七 六

滋賀県仏教会

会 長 山 本 孝 圓

滋 賀 県 大 津 市 坂 本 五 丁 目 一 三 一 一
佛 教 会 事 務 局 總 本 山 西 教 寺 内
〒 520 1 01
F A X ○七 七 五 (七 七 八) 三 四 一 一 三
○七 七 五 (七 七 八) 三 四 一 一 三

兵庫県仏教会

会 長 高 見 寛 康

副 会 長 大 谷 昭 世

同 廣 瀬 照 晴

事 務 局 長 市 村 隆 玄

神 戸 市 灘 区 原 田 通 三 丁 目 五 一 十 八
金 剛 福 寺 内
〒 657 ○七 八 (八 六 一) 四 〇 四 四

全日本仏教青年会

理 事 長 水 谷 栄 寛

横 浜 市 磯 子 区 磯 子 八 一 一 四 一 一 二
真 照 寺 内
〒 235 ○四 五 (七 五 三) 五 一 四 七

謹 賀 新 年

大阪府仏教会

会 長 森 田 禪 朗

副 会 長 増 田 貞 圓

同 北 村 日 照

同 卜 半 幸 三

同 鎌 原 佑 元

事 務 局 長 井 桁 雄 弘

事 務 局

大 阪 市 住 吉 区 墨 江 三 丁 目 十 七 番 八 号

大 圓 寺 内

〒 558 〇 六 (六 七 一)

三 三 五 九

F A X 〇 六 (六 七 三)

五 〇 〇 四

財団法人仏教伝道協会

役 員 一 同

東 京 都 港 区 芝 四 一 三 一 一 四
〒 108 〇 三 (三 四 五 五) 五 八 五 一

愛知県仏教会

会 長 江 川 辰 三

副 会 長 牧 忍 教

同 岩 田 文 有

同 玉 井 康 之

名 古 屋 市 中 区 新 栄 一 一 二 一 二 一

〒 460 〇 五 二 (二 四 一) 四 七 二 一

曹 流 寺 内

浄土宗総本山 知恩院

門 跡 中 村 康 隆

執 事 長 牧 達 雄

内 局 一 同

京 都 市 東 山 区 林 下 町 四 〇 〇
〒 605 〇 七 五 (五 三 一) 二 一 一 一

財団法人 国際仏教興隆協会

名 譽 総 裁 中 村 康 隆

理 事 長 川 井 匡 俊

印 度 山 春 見 文 勝

日 本 寺 堂 主 土 佐 舜 成

事 務 総 裁 役 員 一 同

東 京 都 目 黒 区 中 目 黒
〒 153 〇 三 (三 七 一 一) 七 六 〇 八

祐 天 寺 内

第十五回同和研修会

千葉県における結婚差別の現状

部落解放同盟千葉県連合会執行委員長 吉川 アイ

第十五回同和研修会が、さる十一月一日に、東京の日蓮宗大本山本門寺朗峰会館を会場に百余名の参加者を得て開催された。一日目には不戦兵士の会理事長の小島清文氏が「戦争と人間」とのテーマで、自らの従軍体験に基づく基調講演を行い、二日目には部落解放同盟千葉県連合会執行委員長の吉川アイ氏が「千葉県における結婚差別の現状」とのテーマで、要旨以下のような基調講演を行った。

(文責・社会部)

千葉県の関宿町から参りました吉川です。委員長をお受けしてから、どこへ行ってお話ししても、「部落なんて、今はもうどこも同じよ」とよくいわれます。実は私も栃木県の被差別部落に生まれながら、部落に生まれたという意識はなかったのです。ただ二度ほど同級生から「カワボのくせに」といわれたり、変だなと思うことはありましたが、学校で土農工商穢多非人と習っても、「穢多非人」が私たち部落のことだとは知りませんで

したし、以前は「仕方がない」で片付けられていたんです。今でも、同和地区だけでなく一般地区でも、特に農家なんかは封建主義が残っていますか。

関宿町に来て、おかしいなあと思ったのは、香取神宮という神社があって、お祭りのときには部落からも紋付袴で役員が出て、農家の長男たちが神輿も担ぐし、祭りのいろいろな費用も納めているんです。なのに、神輿は私たちの部落へは入らないで、素通りして一般地区へ行ってしまふんです。なぜかと思つたら、部落の人は血筋が違うから汚れる、というのです。その後、昭和二十三年に部落に住んでいる気の良いやくざのお爺さんが先頭に立って、神輿を部落に入れてしまつたんです。それからは部落にも入るようになりました。

それから、部落の人はなかなか学校へ行かれませんので、読み書きのできない人が少なくありませんでしたが、そういう部落の人の職業選択の機会を広げようと、自動車

の運転免許証を取りやすくする法律ができて、私は五十二歳の時に運転免許を取ったのですが、初めは「女のくせに」と家族や親戚に反対されました。

その後、免許を取ったからといって職業相談員という役を受けることになり、それから研修会や女性集会などに出るようになったのです。正直なところ、それまでは「いまさ、寝た子を起こすような活動なんて」と思っていました。ですが、初めて女性の全国集会に参加させていただいたときに、私と同じ部落のお母さんたちが何千人も集まったのを見て、これは勉強しなければいけないなあ、と思ったのです。同じ人間でありながら、差別されて来た人がたくさんいるということを知りました。昔の人は、被差別部落に生まれて、疎外され、いじめられても、諦めムードでやってきました。でも、人間は平等なんだということを訴えて行かなければならないことに気づいたので。

私の住む関宿町でも、一般地区の人は「今ももう差別はないよ」と言います。でも私の友達に「それなら、おたくの娘さんとうちの息子と結婚する、といったらどうですか」と聞くと「それは別だよ」となるんです。

実は、私たちの部落の女の子が、すぐ近くの一般地区の男の子と中学時代から仲がよく



吉川 アイ 氏

て、社会人になってからも交際していたんです。そのうちに妊娠してしまって、結婚させてほしいと彼の親にいったのですが、「絶対にだめだ」というんですよ。それで私もそのお宅へ行ったんですが、そのお母さんは「吉川さん、差別はしてないよ」というんです。「だったらなんで一緒にさせてくれないの」と聞くと、「それは違うんだ」といって、とうとう一緒にさせてもらえなかったんです。

それでもその女の子は子供を産んだのですが、仲を引き離そうと、彼の両親・親戚が別の女性を一般地区から連れて来たんです。しかし、そちらの女性の両親は反対だったもんですから、結局連れ帰ってしまったんです。そこで彼は、自分の子供がいる私たちの部落に来て住んでいるのです。ところで、彼の両親は実子がなく、実は生まれてすぐに彼を養

子にもらったんです。ですから、彼は一人目の子を入籍したときには、養親と同じS姓でしたが、二人目のときには元のI姓に変わっていました。養親のSさんは一人息子を勘当してまで、部落の女性と結婚することに反対しているのです。

次に、関宿町にある差別の実例を申し上げます。町の北の方に関宿小学校という学校があるのですが、校舎が老朽化して、校庭も狭く、しかも交通量の多い県道の交差点にあって、危なくて二十五年間も表門は閉めつきりなのです。そこで、七、八年前に当時の教育長さんが奔走して、立地条件のよい私たちの地区に学校を移転することになったんです。ところが、用地の買収も大方まとまって議会でも決まったのに、一般地区の人から匿名で「同和地区に学校を建てると、うちの子たちが部落の子と間違われる」というカタカナの手紙が、私たちの地区の委員長宛に送られてきたのです。それからは、香取神宮の宮司さん（当時町議）が同和地区への移転反対の署名を集めたり、解放同盟が自分たちの利権のために学校をもってこようとしたのだ、といわれたりもしました。

現在では、町・県・文部省とも話し合いをした結果、別の一般地区の土地に建てることになりましたが、まだまだ、こういう考え方が

が通用しているんですよ。ですから、人間は平等なんだということを同和教育で進めていかなければならないと思います。

たしかに部落解放運動の初期には大勢で暴力を振るったりして、怖いイメージを与えてしまったということもあるかもしれません。しかし、今は私たちが相手の人権や立場を考えて、あくまでも話し合いでやっています。あるいは、お金目当ての「えせ同和」は絶対に排除しています。

同和教育はもう必要ない、という人もいますが、部落差別だけでなく、障害者差別や朝鮮人差別などのあらゆる差別をなくす人権教育をやっていかねばならないのです。部落だけではなくて、一般地区の家庭にだって、心の問題を抱えた子はたくさんいるんです。そういう子たちにも手を差し伸べていくのが同和教育だと思っております。

また、これからの同和教育では被差別部落の人たちが日本の文化、芸能、科学、技術の発展に貢献してきた、ということを教えるってほしいんです。「同和」というイメージが悪くて、「また同和か」と思われるかも知れませんが、そうではなくて、研修会で勉強すれば何が正しいかがわかるのですし、私たちだけではできないんですから、皆さんで取り組んでいただきたいと思っております。

常務理事会開催

去る十二月一日午後二時から、京都グランド・ホテルで、常務理事会が開催された。伊藤理事長を議長に、佐々木孝一、川田聖定の両師を議事録署名人へ選出、議事に入った。
議案第一号「平成八年度事業計画(案)・収支予算(案)の大綱について承認を求めめる件」

伊藤議長より上程、菅野総務部長、鷺尾財



京都グランドホテルで
開催された常務理事会

務部長から説明、原案通り承認された。
議案第二号「阪神・淡路大震災義援金支出の承認を求めめる件」

伊藤議長より上程、鷺尾財務部長が説明、原案通り承認された。

報告事項①「ルンビニー園マヤ堂修復事業の現況と今後について」
 川井ルンビニー委員長及び吉橋国際文化部長より、詳細な説明が行われた。

報告事項②「事務総局各部報告」
 各担当部長より報告された。

≡事務局録事≡

十二月一日

一日 会長・副会長推選委員会

常務理事会

局内会議

五日 「同宗連」実践交流懇談会出席

六日 世界大学生平和サミット出席

九日 東京都仏教連合会成道会参列

十二日 局内会議

東京ブティストクラブ成道会参列

十三日 「日宗連」理事会

十四日 法律相談室

中村康隆会長 ご染筆



扇子

箱入 二、〇〇〇円

お申し込みは...

本会財務部 扇子係